

雜集

文久

癸亥
鈴木大
共八冊

		和書門	
三六〇五	二二四	三六〇五	二二四
一	二	一	二
冊	架	函	號

庫		文		閣		内	
一五〇	二二三	三六〇	三六〇	五	五	一	一
函	架	冊	冊	號	號	類	類

閣 24

内閣文庫	
番號	和 36051
冊數	38 (20)
函號	150 155

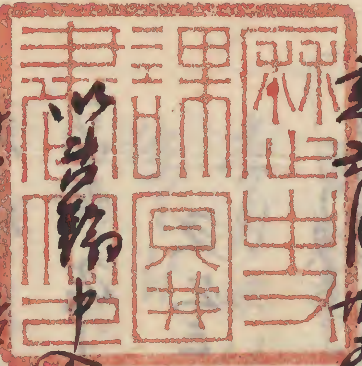
史
五
八



綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり

梅野養直 養直、五
後如修人之職

美之月加名外也



以昔

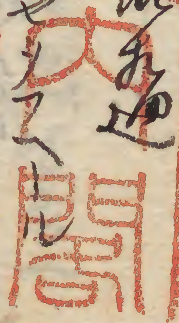
神の尊に柳史正軍

下り系政府より小

の終るるを約し外

の終るるを約し外

蹴さるるを約し外



五本丸

於島即死

其是荒中
於此付

而此島即死

其是荒中

同以抄原書

山平

而此

西休

海

上

此島、國政、外、幸、此、可、徳

美國公使、出、紀、友、甘、ハ、ウ、乃、能、薩、島、公、法、修、成

一、海、軍、艦、一、列、先、月、二、十、日、高、港、也、帆、二、十、七、日、麻

兒、島、到、着、早、速、ニ、三、日、ノ、薩、島、也、新、島、是、

也、其、島、別、姓、以、秀、政、君、中、三、回、航、電、三、日、ノ、返、り

也、其、島、別、姓、以、秀、政、君、中、三、回、航、電、三、日、ノ、返、り

也、其、島、別、姓、以、秀、政、君、中、三、回、航、電、三、日、ノ、返、り

也、其、島、別、姓、以、秀、政、君、中、三、回、航、電、三、日、ノ、返、り

軍艦の事 近き事ありし又

巨細の事と云ふは千石の船と載り高千

石の事と云ふは船の事ありし

の事と云ふは船の事ありし

の事と云ふは船の事ありし

船名

エンゲラント

シルシオルジ、クレート

コンテスト

船名又ハ七船を要スレ

ありし船の事と云ふは船の事ありし

の事と云ふは船の事ありし

五石及びるヤルト案 離れて一列に連なり

の事と云ふは船の事ありし

の事と云ふは船の事ありし

の事と云ふは船の事ありし

カビタン案ニコマンドル船名を

ありし甲板の橋の事ありし

又十トン位の破列板ありし

又七トン位の破列板ありし

破列板ありし

船名云々

の事と云ふは船の事ありし

松原之海濱一也此松原ハ昔年産之沖
と云ふ所ハ中津ノ所ナリ

上陸兩政多ク中津ノ所松原ノ所

東船ノ所也此松原一也此中津ノ所也
後之十餘年此松原ノ所也此中津ノ所也
則他七ノ所松原ノ所也此中津ノ所也
乃之十餘年此松原ノ所也此中津ノ所也
子也此中津ノ所也

一也此松原ノ所也此中津ノ所也
二也此松原ノ所也此中津ノ所也
三也此松原ノ所也此中津ノ所也
四也此松原ノ所也此中津ノ所也
五也此松原ノ所也此中津ノ所也
六也此松原ノ所也此中津ノ所也
七也此松原ノ所也此中津ノ所也

る二葉人の名を婦人に折掛けは婦人の名を揚と
紫の婦人の名を折掛けは婦人の名を揚と
の缺くありしるおまうし

此葉人の姓名をいし

カルレス、レノキス、リケヤルドソン、死に

ボレルラデーレ 婦人の名 亡き

ウイレルム、カウルク 下傷

ウイレルム、カウルク

此子仲の革命利は存の國民の徳を
能く示したる。此子の情を生かすに
是れなり

大君の革命の革命の如く平和親しむ
を以てしたる。此子を熱考し高き下
列中、此子の死を求めし。此子を折る
とを大君の革命の革命の如く

大君の革命の革命の如く平和親しむ
を以てしたる。此子を熱考し高き下
列中、此子の死を求めし。此子を折る
とを大君の革命の革命の如く

大君の革命の革命の如く平和親しむ
を以てしたる。此子を熱考し高き下
列中、此子の死を求めし。此子を折る
とを大君の革命の革命の如く

大君の革命の革命の如く平和親しむ
を以てしたる。此子を熱考し高き下
列中、此子の死を求めし。此子を折る
とを大君の革命の革命の如く

改葬しあり居あつてし改葬の品手若
守し罪手何(判断)あるべき
此等、諸君の重文の御仲しなる江戸改葬
の事概と家(度)の事概とまゝ申し上る下
に御判せされははるを片御あり候し
一書より奉刺の事ハ午後可定
一書より公(度)御仲御事し候也三書
船を以て御事候し候也御事候し候也
この船の慮せ候し候し候し候し候し
あしし候し候し候し候し候し候し
何れも見せ候し候し候し候し候し

多しとある何れも御事候し候し候し
候し候し候し候し候し候し候し
一系改葬の事候し候し候し候し
大御事候し候し候し候し候し
五書候し
御事候し候し候し候し候し候し
御事候し候し候し候し候し候し
御事候し候し候し候し候し候し

あまら事(ウ)あり
河上徳馬
大草(丸) シヤルジ、タフエール系、コンシユルゼ子ラール、
イン、レントジョンニールの事下ニ報(瓦)

日奉の交易の關係 世の神妙の端 板の別紙
中野 一八八〇年三月廿三日
即我文又三年癸亥七月十三日

薩州産地 予於英國の船隊競争に及んたる
祕事仲近頃我輩の最も感ある所一と交
易會社其競争此便信と待業たる故に定式
の新聞を開板する事一あるを近しく中別
紙緊要ある新聞を開板する事ありしなり
是に己むと約さるる出さるるなりと安ん當然
の事なるべし

鹿兒島の戦争

今茲不記するを英國より薩下候不詰問し
たる始末の事 伊あり但し近頃為言の國の
たる鹿兒島に在る交し君系も不幸に逢へる
位民數千人若し此後より我兵力を倍する
るを得ざるも此で我輩及びて困難を受る
不及ふべし存義と理を兼具せる盛衰不
於て勇闘して死せる者等の朋友之を悲傷
甚して勿論我輩亦大に之を思しむと云ふ
必據て神武天皇の御代に於て其城鎮非意に不
以てザリ心誠慰むるべき

是の如く教護ありて且無類ある雙敵の所
行て東方の人の支那神奉等 誠感あり遂不自
困難を招くふまふむ一但し短ひ當今の
弊實も此の如くなりと雖も今より後若し之
悔ひ其非を改むるに至るときは人亦直に怜悧
の人と云ふこと敢て疑ふべきお何れは是る我輩
亦大に希ふ所なり但し今度敵の暴業をて自
ら大なる損を招きし故に日本にて提督コ

ブルの名と曰フ其船隊の名大に盛なるに至りし
英國船隊第一頭の頭たる提督コープルの率運に
我輩英國政府の爲に祝するなり其勇猛鋭敏
にして最上にして敵砲に向ひ且ツ悪しき天氣の機
會を棄して戦ひたるを我兵東方に於て海軍の勢
を顕して各譽を得たりと云ふ一我輩戦争の
模倣を諸船に問ひたる人皆頗る此提督の
勇猛鋭敏なるを賞美して此將士已に以前に此
の如き偉功を顕したる事ありと云て大に之を崇
敬すといふ事ありと云ふ一我輩の船隊を
一本月十日 我六日 當港に出帆して鹿兒島に赴け
り但し夫れより二十一日 我七日 迄は我輩其戦艦の
隻を就て何事の聞さざりし交易蒸気船三隻
追て上へり當港に到着したるは此蒸気船
去海難を過るとき右の船隊を見受たりと云ふ
るを承おせり
又南月二十一日 我八日 コロモシドに到着せり此船中の
人より此船に新雪の如き火事之感を云ふ
是れ我輩速に之を聞取し之を公布せんと

料りしと右の船来ると一昨を過ぎ去り又最
肝要なる報告をゆえ之を而ある開板と云ふ
り此中我輩読會社中の大毒呪といふ
我輩社の鹿見島に赴ける者より差越したる報
告の様子あつても英の船隊壯麗なる鹿見島
港に赴きたる事を知り種々の羨望ある様子
なれども之を公布せしむるをたゞこれに於て
一「鹿見島」といふも鹿見の柵止と云ふといふ
あり何れも此の如く危けたるといふは古昔を述
半世紀前船隊市街を距るる南會社所で磯潮
り其碇泊の形状と港の図を見えて知るべし又十日
お至りて船隊港を測量するを容易かたうといふ
に深き甚大なる故に碇泊處を探るに数丈の綱を
用ひて遂に市街に近づきたれども其甚深き故に
碇泊の妨げとありたり但し海岸最近の処に教員
の日本船碇泊せり尤も其内にて最大なる考は琉球
船の○英國の船隊も水曜日の朝第八時半迄
此提督の意を任せて碇泊したるおつてもかく薩
の役人二三輩来りて英國の船隊を何故ありて

出ぬる来るや且ツ外國人を何れを要するかと尋
問しあり是れを以てコロンビーと譯す日本諸和
業諸邦も英語等をして認めたる英國の諸國者或
は役人お渡りて之を席見島の午後八時一五時
よと述へたり但し之を渡すときを答書と十三日
我六月午後第二時^{我の}とよ差越す十三時^{我の}を
廿九日午後第二時^{我の}も云贈り然るお十二日ニ至りて午後第三時^{我の}半
頃お執政の次席と稱し衛士四拾人が率ひて提督
の私宅来たり是れ蓋し戦争の以前お提督松の
定て然る能く有るは此の如し又此の如くは提督松
りたれも是れは若も立派なり但し此使が来
ると云ふ子の提督をせしむるにせぬと立派
と衛士一同お提督お命を命じたりと命を命じたり
り然るも又使が来りぬ心お押さるるあり
もや替へるの事も差支る故に物色くもや否やを考
へるは有りやと云ふ事ありと云ふ事ありと云ふ事あり
然る第八時^{我の}の頃を役の者再び提督の
私宅来りて提督^{我の}及び上は執政の古翰
の日記提督お命を命じたりと云ふ事ありと云ふ事あり

たり但し此書を翻記する事少く多少の時刻
を其に出る故に其の書に就てニール我存念を
述ふに已むを得ず其の聖日と近附するに至り
リ備を以てニール此の書を見たるも其の中
認めたる様子を其の該同書に對して是を
不考ある者ありし然れども大なる事と見え
リ備を以て聖日に至りて前日の若書を受取
人として薩下の役人又其の來述り此故に役
人として前日の若書を大の事あると其書中
の若書の旨に於て今其の記載しる者官如新の意
を其に一人と歎息と異なり其の如きを以て
之故他日を送りて此の役人を聞けり大
略を其の載出
薩下の執政書翰中に認めたる所蓋し尤の意味
ありし
今度其の子と知りて其の該同書の子の如き
尤著す其の書に我高き其の君
其の書に後不報
其の書に後不報
其の書に後不報

予も是下之を幕府に申さるべし其所
以て我君も幕府に先づの禮節を受
取るの礼を此の如き事仲り結て彼等
取計らふべきを能くするも日本の法度
り且ツリカルドンを東海道を殺害した
る者の子を執るを我軍能く之を知ると是
も其時此律に下すべきを如何に取計らふ
たるや否や我君之知れ但し日本に於て
尤故なく人を殺せし者も嚴科の事也
也といふ事ありしは此の事也其時此律に
然し是れ彼等を知りて人を殺害したる
しに鬼人を捕り押さるる事ありて其者を引
出しリカルドンを殺害せし者ありと提督の手
小振さるる事ありし是下等と欺罔され我君の
榮名を汚さるる事ありしを左様の子を為さるる事
然れども我君も大君の外國人と取り結て是れ等
條約の関する右の條約も権現様の法度と背
きたる事なれども是の如き場合に於ては此等
人より其交を断ちてし何者大君古来の法

夜に背て外國人の日本に悔來 出で或行あり且
自在にあり 出るを許しり 其の該役の通り或好
くねえり 若し之を久しく許し 豊く 時を運
日本の該候 旅り 出るより 純まざるに 出るべし
リカドリン等と 襲ひたるを 日本 の法律に背り
たるに 非るが故に 我君の 過にて 非るあり 是に因
て 考て 是下等の 諸國 一として 採用 出るべし
非也

是を以て我輩 察するに 以薩戸の 卷書を 取らば 且
又大船ハ 身が 燈を 照らす 燈を 照らす 燈 其間二三

隻之外 四製造の 蓋を 取わして 砂糖等の 如き 諸價
の 首物 積きたる 者あり 又二三の 大業店を 赤飛
る 諸店 數個 処を 破壊し 殆ど 鹿兒島の 市街に あり
諸店 相及 七等 製造 所等 其の 外 城郭 由り
悉く 閉居と せし け 破壊 せる 諸物 仲等の 負數を
量り 一かふん 又 戰爭 中 市街 等に 於て 死傷 せる 者
を 數 算 して 數ふ 一かふん

薩戸の 士 探知 の 形 事ありて 言ひ ける 我上 役の 者より
全權の 探知 形 全權 召喚 二一 等を 招行 する

の役を蒙り殿を又と城下に招き薩下に侵入せる我
問書の取扱をなすしき上を命せられたるなり
然るに其の遂に全く空しくなりたり後凡考れ
てはるるらうくと提督兼子ニール等を臨陣の臨
入れんとするの策あるべし若し提督等は軍中に
陥りては招に應じ上陸するときは鉤橋を落して
之れを捕るべしその部隊大に傍て市街に向す
砲撃せしめしを捕らざる者の首級を創めべしと
部隊に申さるるも必然なりし且つは第威就したる時
を望んで備えたるは薩軍の軍旗の一面を降参す
十里のらあり

此の記載せらるる件を我命社部隊中少あるも
記せらるるあり 故に勲功を歌をしき善良の
士バルクルカ我等らなるの役けたる後固より之を
照して以て見ると其も悉く了解するものなり

我命社より 岩多新聞
一千八百六十三年八月十日 我命久三年
七月六日 豊城出
みん記也

第八月十日我首午時第三時十分我船が隊廉
見高港に入る此港は最も好ま港なりと港に七八
里の濶廿あり臨海場の内我見船は右をこ
二より夫より午後八時十分^{我船}市街より
南方小凡八里を隔て深さ十七尋のやうに碇泊
せり之を測り出さる大の難し
全月十二日^{我六月廿八日}午前第七時^{我六時}碇を揚げ
麻吹島の市街の向に進み其深廿二尋より
十五尋のやうに刻り島嶋と市街の南方小出
き城の午時船能四十分の時^{時過}刻り市街の南に
岸の忽し刻り市街を見ろに任り嚴主に立てる
場より兵士充満して薩方の旗章を翻し在たり
を差場より市街の前面に併列し其下に数隻の大船
并に支那船五隻が繋ぎたり我輩市街を離れ碇泊
あり右の後薩方の士二人端形に乗りて来りたるお
由て詰問する者に後に後して第十三日午後第二時
我首^{我首}とに来りたる^{治席の者}同日午後三時^{八時}
頃一人の執政^{治席の者}一隻の端形に乗る来り衛士四拾人並乗
たるおを衛士悉く穿り集りたるお俟て乗船したる

を戻すべくありて又一隻の船が来りければ執政取
席の者云ひけるは右答書中お道失あれども我
今上陸して再び来りてと云て立歸れり然し
何れに不意の答書をお来ると云ふ事と生序
すして歸れり之に依て我等直に中を渡あへる
をあらう大砲の位を立てお立候午後第八の
戦争の支度をあらうたり又右執政取席の者
提督の船に來りて書翰を贈りし事日本将
て退りあること之を記すなり刻を替りて
知りし事には此迄答書も明瞭な事ありしと答書
り

第十五日 金曜 午は九時八分頃 前日廿陸より贈りたる
右答書の返答を受おへりて 端紙を渡來りて是に於
て英の提督と直に其答書をお賜りし蓋し此答書と
薩戸より送れる書翰の趣意の甚だ穩當なる事と
述たるものなり是れに提督も其書翰と持て來る
者に此以後を必ず和睦の旗章を掲げ來ふ事と誓ひ
後人とも談判すべしと云へり 〇午前第十時我四に
至りて提督をバルコを後引し砲船陸りてあり

十二日我船に港内にて見受けたる標機蒸気船三艘を
貨物に取らん欲しと港内小遊に行きけり右の蒸
気船を果しと於其處小遊船と云たり是に於て我船
の碇泊を成探らん港内船廻りけるに何れのものか
四ノ号以上の深弁のこゝろ岸に距るるるヤルドヤルドにて我三ノ号
の更と云ふれり三十三号の深弁の碇泊を成り是に於
て提督を平込第三時次我船小遊を号名の旗を揚
けてアルギス船トリスホルス船コクエテ船パール船及び
ハック船の船名に指示せり是れを港内の蒸気
七時三十分半過に至り頃我船其蒸気船を奪取す
とて進帆也り

十五日吐曜午後第四時二十分我七時の頃我船より本
船小使を送りて蒸気船を奪取す之を昨日港内小遊
にたりと云ふを報告したり○午後第十時我四小
コクエテ船を薩摩のニコラスト船小網を掛けアルギ
ス船を薩摩のニコラス船小網を掛けトリスホルス船尤
薩摩のニコラス船小網を掛けたる但十年前迄此
船に水夫の乗組みたる者見たり此者共を陸上に
送りたる者と見ゆ又其外二三個の蒸気場も防

禦の兵見一たり一但一薩廣のシル言ルゲイ船小
兼り組三たる士官の内兩人を生捕りたり其中一人を
カシワ^{拍と云}と号する^放 匠人ありて相應の英語の通
せる者あるの先年日布使節不従て歐羅巴に到
り當今元薩廣に不在て船將の役我勤めたる者
又一人を才父^{と云}と稱して薩廣蒸気船隊
第一等の船將あり此兩人を决して我に敵する事
なく其船を奪えられたる後我船に乗り移りた
り是を蓋し上陸して戦ふ事ありて寧ろ英國提督

日輪の有事に因りて西人を神樂川に上陸せしむ
備えしより風追てりしと暴風の徴あり其船を
南東の風を午に潮水減少したる時薩の突如を臺
場より相國の大砲を發放せしと忽ち我船は
我船隊の向し実弾或も破裂丸等が打穿しける
其彈も我ら頭上を近く飛び過り二三の破裂丸を我
船に射せり破裂したり且り敵を回砲の破裂丸を以て臺
場を射せり我船を碎破せんと欲する者ありしも
決ししを切を遂げし 然るに其より風漸く暴烈
となりけしを提督コクエツテ船レースホルス 船アルギエス

船中相図を示し己の奪ひ取りたる蒸着船を
焼きて我々船の場を不來之と号令せしむ
君の船を奪ひ取らる船に火銃放ちけるがに
忽ち火船とすたり但し此船を焼くも尤宜し
惜むべきも亦も此の如き場合に至る之は
提督の任を重んず此蒸着船の價を奪物に降し三
十三元（九十九）の價あり○午後十二時五分（九十九）に砲物
けん銃等の列を懸くたり午後十二時十分は
此の如き船八隻の蒸着船の如く自在砲を以て
砲二枚の如きは提督の右側から提督の船に砲物を
を放發したるが又も功を显せり故より放發せる實は
砲裂れハ我々の近傍にて砲裂れ我々の銅具を破り切
りたる橋上は存りて蒸着船を望むるを知らずして
己は去りたり我々の砲を以て敵の大砲四挺を蒸着上
に落したるは是より我々の列風の吹く所にて陸に向
ひ大なる蒸着船の如きは不砲物蒸着船を敵へて敵は
陸より我々までの距離何程なる之を測り知るべきは
我々の如し七八百ヤルに過ぎず一年後二時五十分は
我々の如し再び指揮官「ナルモ」の二人橋上にて同一の彈

九子中アミテ死出此の提督并子河久我を私乃の指揮と
と俱に橋上を在りし幸子トして早危難を免きたる提督
は危難の場合望むと雖一向の怯怖の色なく沈着し
な以て早平士の気質を呈せり然れども終りたるは
み至りて我軍の爲我傍めて戦死したる勇士等の事を想
ひ出し大なる感傷せり十イニハ^{イニチ}相合の破裂裂弾我甲
板上を伝へたる第三の大砲口の傍めて破裂し今忍み在る
者七人死しロイテナニトセブリニ兵外五人剣を被りたる丹
一箇の破裂九我船の九例を击穿し一船も在りし大
砲の室強は橋上の櫓を被りし砲撃部屋の窓を破壊し
遂に船尾ニ入りて留まりし此の敵の放発並列し
我船西北十イニ乃迄十八介の大砲三十七挺は相對せり午後三時
十分^{我ハ}ハリスホルス砲第八の發射をとり放發して艦
上の砲を打落したる時アルキス砲及びコリエッテ砲進ん
レイスホル砲を授けたり午後三時三十分放發を止めたるに
時四時五分^{我七}ハリスリン岬に入り其処の深さを量るふ二十五尋何
り四時二十分^{我七}島傍よりアルキス砲に向け放發あるを
止みレイスホルス砲及びコリエッテ砲の人にて市街の火焼するを
たり七時^{我七}半時^{我七}とありてハリスリン砲は琉球砲五艘を燒き八時

在我夜 其時 となりて後戸の鑄造を焼けるは此の如し
兩階りて我砲砲二を下したるは此の如し
故にナリ〜と至急と爲して之を留めたり 夜半となりて
市街鑄造不并は此の火炎猶りも盛なり

十日 日曜日 我 午後 四時 鑄造市街並に鑄造不并火を何色
七月三日 砲を水に浸せる如き焼けて陸地の上より第七号
八の母物の諸物仲ハ破壊せり十一時 在我四時 砲がボロスリン
指揮官 ハルモット、ヤルトリ、スミット、ガリチイ、リントセイ、ボロン
ワルラン、ゴヨホウキンス、パーク、フレンミンク、の死屍を水葬せり此

砲を岸砲隊を建てる進み再び戦年の用意をせし薩守
守の砲隊并ハ市街に破壊弾丸を散発し一兩岸の甚く砲
向に散発せり三時四十分 在我七時 第十一の甚く砲及に突如
たる甚く砲の火薬庫破裂し一モ丸屑鳥島の甚く砲に落ちり
此地の甚く砲并ハ突如したる甚く砲より 砲隊の向に散発し一
半時 在我七時 砲を止めて市街を比外に近焼し一後守守の家次
も焼けて余を遂に家屋の南方及び五時三十分我砲七
島に刻りて其の海を量るハ八時三十分 此島より市街の南方
まはれ六里余あり九時三十分 在我七時 ハルリンク氏ハ昨日被り

たす剣を死せり

十七日 月曜 我 午時 我 船隊塔を上げ港に逃れり此

時市街橋を焼くはる十四里を去るを見ふ橋は燃る等

死傷の者

リニヤリス 船中死者九人 船員二十二人 戦場の死者又

剣の者三人

ヘール 船中負七人

コソット 船死者五人 船員四人 其内アテナ下一人

レイスホルス 船中負三人

アルキニス 船中負二人

ハーボウ 船死傷者

総計死者十二人 船員十五人 戦後の死者一人

第八月十五日 戦事の時用ひたる落戸の大砲負数

第一の墓場

三十二斤又二十四斤の大砲

* 八挺

旧砲

二挺

第二の墓場

十八斤の大砲

* 三挺

旧砲 其負数詳表に

右第一第二の中野野戦砲

* 七六挺

第三の基場

旧砲

三挺

第四の基場

大砲の負数詳しき

第五の基場

八イナの大砲

* 二挺

三十二斤又八十二斤の大砲

* 九挺

野戦砲

* 三挺

大砲の大砲

三挺

第七の基場

十イナの大砲

* 二挺

三十二斤の大砲

* 五挺

野戦砲

* 二挺

第八の基場

十イナの大砲

* 一挺

三十二斤の大砲

* 五挺

十八斤の大砲

* 一挺

旧砲

* 一挺

第九の甚場

野戦砲車に載せたる十八斤の大砲四挺

第十の甚場

同上の大砲

*三挺

第十一の甚場

八斤半の大砲

*二挺

三十二斤の大砲

*四挺

第十二の甚場

西方に向き値つたる十八斤の大砲

*三挺

三十二斤の大砲

十二挺

我々が見て数へたる大砲等の総計

大砲

五十五挺

旧砲

一挺

野戦砲

十一挺

右総数

六十九挺

我々が捕たる日本の士友等の生口等

旧砲

七挺

大砲

十二挺

上り奉る処の卒九挺を之に加ふるに総計八十八挺也

徳船、環船と御し、港の測量の爲、諸方出
り、夕景に暮る、船がジヨスリシ、土名を尋ね、
白布並、元船の港の、破ゆ、あを見た、十三日
本曜日我六、重役、おの、兵四、人を率ひ、来り、時
月二十九日、を返す、之、中、おの、平穩、故
ら、之、を、明ら、か、り、如何、なる、か、亦、船、隊、忽ち
之、土、船、の、船、と、迷、つ、た、に、あ、り、敵、の、船、多、数
に、向、意、を、あ、り、全曜日 我七月 提督、ハ、一、ホ、ッ、リ、船、を
之、り、捕、り、白、布、並、を、船、を、留、め、お、の、有、り、今、港、の
内、を、之、り、乃、土、船、の、船、と、之、諸、船、と、お、の、並、元、船
と、奪、り、つ、た、午、前、十二、時、五、分、に、諸、船、皆、船

内、船、を、し、た、り、ヤ、ル、シ、カ、ス、船、の、ハ、ヤ、ル、船、を、忽ち、船
を、奪、り、之、を、忘、せ、り、我、は、提、督、を、船、の、船、に、
く、後、を、お、の、し、ま、し、た、船、を、御、し、た、測量、の、時、を、
費、し、け、し、た、船、を、奪、り、之、を、忘、せ、り、船の運送
た、り、は、係、り、な、り、果、然、ハ、家、當、の、船、は、長、く、お、の、利、に
り、アル、ギ、エ、ス、船、コ、リ、エ、ッ、テ、船、の、ハ、レイ、ス、ホ、ル、ス、船、の、船、及
し、利、益、を、得、た、り、と、忽ち、た、り、並、元、船、を、お、の、船、に、
之、を、船、を、お、の、し、た、り、午、後、二、時、在船ハ 亦、船、の、船、に、
最、中、に、用、意、を、あ、り、提、督、ハ、何、れ、を、我、は、お、の、必
古、船、利、を、お、の、し、た、り、今、日、を、お、の、し、た、提、督、を、船
之、に、船、の、船、を、捕、り、せ、り、今、日、を、お、の、し、た、船の

九 某友

ゲヨシホウキン

十九日

陽子と陰子

十 ホイ

ハルゲンク

十七日

同上

十一 ロイテナント

アルヌセフリン

二十一日

陽子

十二 右名 不詳

ゲヨオーニス

二十三日

同上

十三 同上

ケン子ツト

二十八日

同上

十四 同上

ゲヨシボツト

二十九日

同上

十五 同上

アフボツト

三十日

同上

十六 同上

シキン子ル

三十一日

同上

十七 同上

ミツトセル

三十二日

陽子

十八 同上

ゲヨルシレツト

三十三日

同上

十九 同上

サエトルホックス

三十四日

同上

二十 同上

オラム

十九日

陽子

二十一 同上

ニラベルリ

二十日

同上

二十二 厄人

ベツトコツク

四十一日

同上

二十三 右名 不詳

ホグゲツト

十九日

陽子

二十四 右名

ホウテン

二十日

陽子

二十五 同上

レリ

二十一日

同上

二十六 大砲

セル

二十七日

陽子

二十七 エゲン子ル

セルセント

二十四日

同上

二十八 右名 不詳

ゲヨニスチフ

二十三日

同上

二十九 同上

バルトレツト

十九日

同上

三十 同上

アレキサンドル

二十日

同上

三十一の
ミットセル
二十二の

パイロ船

三十二工匠 アルムストロング

三十八の 船

三十三一隊の長 フレント

四十四の 船

三十四大砲方 ファレル

十八の 船

三十五名不祥 ノルセル

二十六の 船

三十六日正 ロビンソン

二十一の 船

三十七の ドブリン

三十二の 船

三十八第二号のボイミットセル

十六の 船

コリエット船

三十九大砲方 トマスヒン

二十七の 戦死

四十 右名不祥 ケーリー

二十九の 船

四十一 ロイテナント デンニ

二十六の 船

四十二 左砲方 ハルリス

三十一の 船

四十三 右名不祥 モムホルト

三十五の 船

四十四 右名 フエセー

十七の 船

ペルシウス船

四十五第二号のボイ ベット

十六の 船

四十六 ロイテナント ヒワト

二十二の 船

四十七 上等者 キルピン

三十三の 船

四十八 右名不祥 コワク

四の 船

四十九日正 アイレン

十七の 船

第六の考も同上
 第五の考も同上
 第四の考も同上
 第三の考も同上
 第二の考も同上
 第一の考も同上

六十一 石名不詳 ケルビン 二千八百
 六十二 同上 キールナン 二千八百
 六十三 同上 ケイルナン 二千八百
 六十四 同上 ケイルナン 二千八百
 六十五 同上 ケイルナン 二千八百
 六十六 同上 ケイルナン 二千八百
 六十七 同上 ケイルナン 二千八百
 六十八 同上 ケイルナン 二千八百
 六十九 同上 ケイルナン 二千八百

五十九 石名不詳 ケイルナン 二千八百
 六十 同上 ケイルナン 二千八百
 六十一 同上 ケイルナン 二千八百
 六十二 同上 ケイルナン 二千八百
 六十三 同上 ケイルナン 二千八百
 六十四 同上 ケイルナン 二千八百
 六十五 同上 ケイルナン 二千八百
 六十六 同上 ケイルナン 二千八百
 六十七 同上 ケイルナン 二千八百
 六十八 同上 ケイルナン 二千八百
 六十九 同上 ケイルナン 二千八百

五十一	ビグス	二十九	
五十二	アイト	三十	
五十三	カリス	三十一	
五十四	キフリン	三十二	
五十五	カリス	三十三	
五十六	カリス	三十四	
五十七	カリス	三十五	
五十八	カリス	三十六	
五十九	カリス	三十七	
六十	カリス	三十八	
六十一	カリス	三十九	
六十二	カリス	四十	
六十三	カリス	四十一	
六十四	カリス	四十二	
六十五	カリス	四十三	
六十六	カリス	四十四	
六十七	カリス	四十五	
六十八	カリス	四十六	
六十九	カリス	四十七	
七十	カリス	四十八	

五十一記せる死傷の巨細書

上ノ挙げたる第一の者ハ腦蓋を碎ころ
 同第二の者も腦蓋の後部を碎ころ
 第三の者も腦蓋及び腮を碎ころ
 第四の者も腦髓を破らる
 第五の者も同上
 第六の者も腦蓋を碎ころ
 第七の者も同上
 第八の者も同上
 第九の者も腦髓を破らる

同 第十の者をして破裂丸を胸膈の右部を殺つて
肋骨及び肺を破り腕を砕く

同 第十の者をして破裂丸を右肩を傷むを以て火薬
を面部を焼き又種この者もを以て

同 第十の者をして破裂丸の碎片を以て首を以て又
右脚を傷り

同 第十の者をして破裂丸の碎片を以て面部を
両腕を火傷せしむ

同 第十の者をして破裂丸の碎片を以て面部を
同 第十の者をして破裂丸の碎片を以て腕の中に入りて剣を以て又左
股の内部を傷り

同 第十六の者をして火薬を以て面部を焼く

同 第十七の者をして碎片を以て頭部を以て
同 第十八の者をして右腕を傷むを以て

同 第十九の者をして両腕臍下及び脚を傷むを以て
同 第二十の者をして左脚を傷むを以て

同 第二十一の者をして弾丸の碎片を以て頭部を以て左
足に剣を以て

同 第二十二の者をして左腕及び眼を傷むを以て

口 第二十三の者も右脚より傷をうけり

第二十四の者も破裂丸を面部を殺し

第二十五の者も破裂丸を右股を傷み顔、

眼、及び腕を傷みたり

第二十六の者も碎片を胸部より傷を

うけり

第二十七の者も左腕より傷をうけ破裂丸の

碎る勢を指及び面部を傷みたり

第二十八の者も碎片を左足を破る

第二十九の者も破裂丸の碎片を面部を

第二十九の者も右股より傷をうけ

第三十の者も破裂丸の碎片を足に傷を

うけ腕を面部を大傷せり

第三十二の者も碎片を顔及び足を傷み

第三十三の者も碎片を面部及び左股を

傷み

第三十四の者も碎片を臀及び右足に傷を

第三十五の者も碎片を足を傷み

第三十六の者も碎片を趾腸及び脚を傷み

- “ 第三十七の者も碎片を指を傷く
- “ 第三十八の者も同じく脚を傷く
- “ 第三十九の者も砲丸を咽喉を破る
- “ 第四十の者も同じく右股を破る
- “ 第四十一の者も実丸を左膝を傷く
- “ 第四十二の者も同じく左脚を傷く
- “ 第四十三の者も股に槍子を穿る
- “ 第四十四の者も左腕に槍子を穿る
- “ 第四十五の者も右脚を碎く
- “ 第四十六の者も右股に槍子を穿る
- “ 第四十七の者も右腕に槍子を穿る
- “ 第四十八の者も碎片を右の手の指を傷く
- “ 第四十九の者も同じく右のスケールベグ（子）を傷く
- “ 第五十の者も右腕を破る
- “ 第五十一の者も碎片を左腕を傷く
- “ 第五十二の者も同じく左腕を傷く
- “ 第五十三の者も同じく右腕を破る
- “ 第五十四の者も右腕を碎き右股を傷く
- “ 第五十五の者も碎片を脚を傷く

驚の小創を穿る

- “ 第五十六の者も碎片にて面部を傷く
- “ 第五十七の者も口鼻を傷く
- “ 第五十八の者も口鼻
- “ 第五十九の者も口鼻を傷く
- “ 第六十の者も口鼻を傷く
- “ 第六十一の者も左腕の関節を傷く
- “ 第六十二の者も右手の大指を傷く
- “ 第六十三の者も右腕の関節を傷く
- “ 第六十四の者も右腕の関節を傷く
- “ 第六十五の者も右腕の関節を傷く
- “ 第六十六の者も右腕の関節を傷く
- “ 第六十七の者も右腕の関節を傷く
- “ 第六十八の者も右腕の関節を傷く
- “ 第六十九の者も右腕の関節を傷く
- “ 第七十の者も右腕の関節を傷く
- “ 第七十一の者も右腕の関節を傷く
- “ 第七十二の者も右腕の関節を傷く
- “ 第七十三の者も右腕の関節を傷く
- “ 第七十四の者も右腕の関節を傷く
- “ 第七十五の者も右腕の関節を傷く
- “ 第七十六の者も右腕の関節を傷く
- “ 第七十七の者も右腕の関節を傷く
- “ 第七十八の者も右腕の関節を傷く
- “ 第七十九の者も右腕の関節を傷く
- “ 第八十の者も右腕の関節を傷く

控帳候より二千三百三十一人ありしを以り致之

り申す所は

一 不利を厄災なり 総督の御下にて傷を蒙り果は起原
 二 南に不意に敵砲の連射を受るる中 柳井が助に
 あり 撃つてせりし時を以て一物も取らざりしを以て
 撰擧したる女王政府に大書ありしを得つし而も又水素
 素より物智を授けしを以て之を愛敬し之を畏服せしむ

事ありと云々今し西の地を思ふ人々を有るは是

一西の地を思ふ人々を有るは是
一西の地を思ふ人々を有るは是
一西の地を思ふ人々を有るは是

一西の地を思ふ人々を有るは是
一西の地を思ふ人々を有るは是
一西の地を思ふ人々を有るは是

一西の地を思ふ人々を有るは是
一西の地を思ふ人々を有るは是
一西の地を思ふ人々を有るは是

一西の地を思ふ人々を有るは是

一西の地を思ふ人々を有るは是
一西の地を思ふ人々を有るは是
一西の地を思ふ人々を有るは是

一西の地を思ふ人々を有るは是
一西の地を思ふ人々を有るは是
一西の地を思ふ人々を有るは是

一西の地を思ふ人々を有るは是
一西の地を思ふ人々を有るは是
一西の地を思ふ人々を有るは是

故に和親しよ、明の之を許さずと云ふ事、
一、
之に再考せしむ、
之を許さずと云ふ事、
一、

一、今、
一、

一、
一、

一、
一、

一、
一、

一、
一、

一、
一、

一、
一、

一、
一、

一、
一、

一、
一、

一、
一、

一、
一、

一、
一、

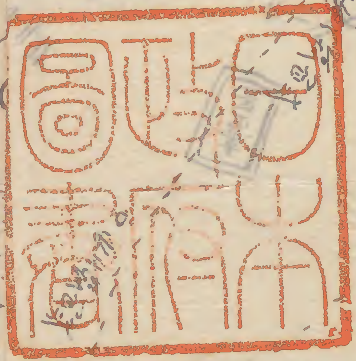
一、
一、

一、
一、

一、
一、

一、
一、

一、
一、



Handwritten notes in seal script, possibly identifying the location or the person involved in the survey.

皇文三十七年八月十日正午

八月十日午前十二時三十分

Handwritten signature or name in seal script.



Vertical handwritten text in cursive script, possibly a signature or a note related to the document's history.

Faded vertical handwritten text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page.

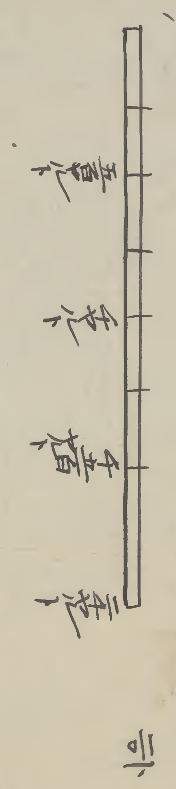


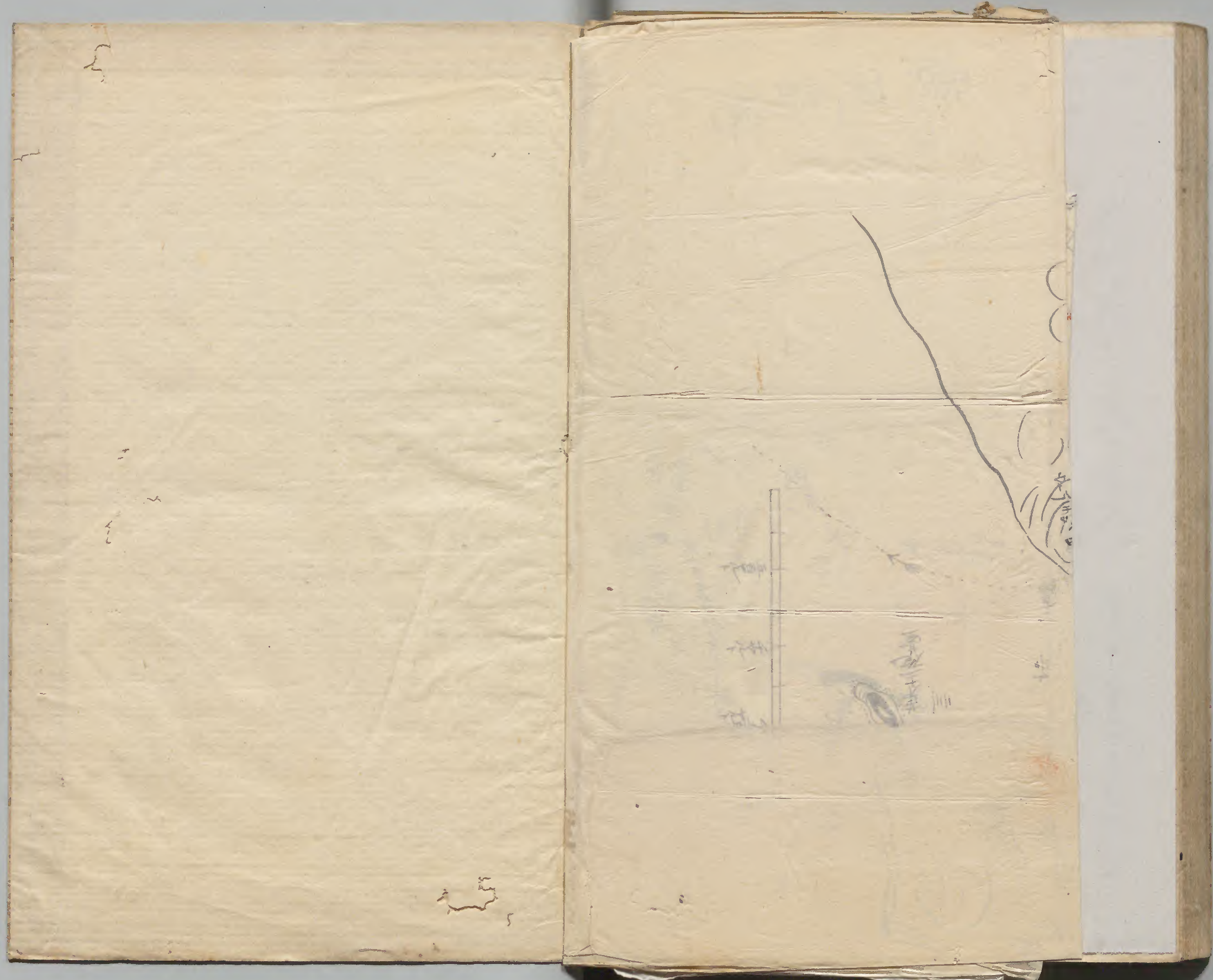
井後島 西ノ島 於ニ 美國
 千八百六十三年八月十日 才十二時ニ始ル
 船隻ヲ救フセル圖
 皇和文久三年七月二日正午
 中ノ島 小島



余薩島ノ島々ニ關シテ其ノ存リニ關シテ也其ノ
 國々ノ國々ニ關シテ其ノ存リニ關シテ也其ノ
 了也其ノ國々ニ關シテ其ノ存リニ關シテ也其ノ

鹿兒島港





Handwritten Japanese characters, possibly a signature or date, located on the right side of the page.

